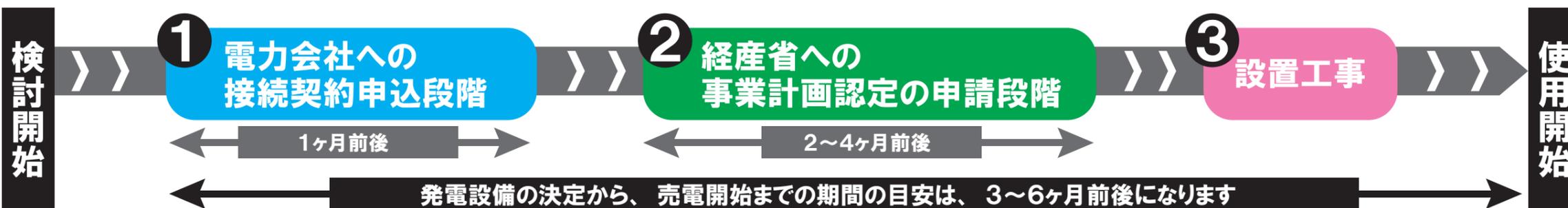


# 2023年度 FIT申請の概要解説

電力会社申込から経産省申請  
設備の使用開始までの流れ



再エネ設備を使用開始するには、  
電力会社から系統連系許可を貰い、  
経済産業省から事業計画の  
認定を受ける必要があります！



**!** FIT法（固定価格買い取り制度）に基づき、電力会社の申込受付と経産省の申請受付には、年度毎の締切が設けられます。電力会社は会社毎に決められていますが、例年の傾向として10～11月が年度の締切、経産省は、年末から年始の日付が締切に設定されることが多いです。期日に間に合わない場合、翌年の審査に回されます。

**!** 締切解説資料はコチラ  
<https://si427.sharepoint.co...> **クリック！**

## 電力会社への申込時に必要な書類の代表例

電力会社の接続契約申し込みに必要な情報は電力会社により異なりますが、代表的なものを記します。

- ① 設置場所（受電地点特定番号を含む）
  - ② 太陽光設備等の概要
  - ③ 電気需給契約等の内容
  - ④ 受給開始希望日
  - ⑤ 売電の振込先口座
- ※詳細は案件ごとにご確認下さい

事業計画申請時に必要となる書類一覧です

2-6. 認定申請登録[書類添付]/太陽光[10kW未満]

書類名	内容
① 土地の取得を証する書類	(次ページ参照)
② 建物所有者の同意書	(次ページ参照)
③ 構造図	標準構造図と異なる場合は、当該発電設備に係る構造図
④ 配線図	標準配線図と異なる場合は、当該発電設備に係る配線図
⑤ 接続の同意を証する書類の写し	系統連系契約書、工事費負担金契約書
⑥ 事業者の委任状・印鑑証明書	代行申請の場合に必要。事業者自身が手続を行う場合は印鑑証明書のみ可
⑦ 権限の誓約書	様式あり
⑧ 地上設置の太陽光発電設備のみ	

※1つの項目について2つ以上添付書類がある場合は、ZIPファイルでまとめてアップロードし「その他」にアップロードします  
※登記事項要約書、または、一般財団法人民事法律協会などがWEB上で発行しているデータの写しは法的証明力が担保されないことから認められませんのでご注意ください

上記必要書類情報は、経済産業省の電子申請マニュアルサイトに掲載され常時更新されます  
※該当ページは59～60です  
<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/se...> **クリック！**

2-6. 認定申請登録[書類添付]/太陽光[10kW未満]

土地及び建物に関して添付が必要な書類は以下のとおりです

土地の取得を証する書類（屋根設置の場合は不要）	
事業者が所有の場合	①「土地の登記簿謄本」 【登記上は所有者が別の場合】①「土地の登記簿謄本」、②「売買契約書」
事業者以外が所有の場合 事業者が事業者以外と共有の場合	①「土地の登記簿謄本」 ②「賃貸借契約書又は地上権設定契約書」

建物の所有者を証する書類	
事業者が所有の場合	①「建物の登記簿謄本」 【登記が済んでいない場合】①「建築確認済証」、②「売買契約書又は請負契約書」 ※施工業者が認定を取得する場合は「建築確認済証」のみ
事業者以外が所有の場合 事業者が事業者以外と共有の場合	①「建物の登記簿謄本」、②「建物所有者の同意書」(見本様式あり) 【登記が済んでいない場合】①「建築確認済証」②「売買契約書又は請負契約書」③「建物所有者の同意書」(見本様式あり)

- 本資料は、全体の流れの解説を優先しておりますので、手続きの実務は詳細資料や電力会社経産省のサイトをご参照下さい
- 電力会社との契約には、接続契約（発電設備を電線網へ繋げる許可）と特定契約（FIT法に基いての電力買取）を締結する必要があります
- 電力会社から電線網接続のための工事負担金を提示されることがあります

本資料の解説動画です

